



東京都計量検定所

東京都生活文化局に設置された計量行政機関。都民の暮らしを守るため、正しい計量の確保を目的として、計量法に基づきさまざまな業務を行っている。より詳しい情報は、東京くらしWEBの東京都計量検定所ウェブサイト(<https://www.shouhisekaku.metro.tokyo.jp/keiryu/>)、右QRコードへ。



適正な計量を実施されるためには、正確な計量器を使用して、正しく計量作業を行うことが必要です。今回は、商品の計量販売の規制、立入検査について探ってみましょう。

正確計量の義務

計量法では、「法定計量単位により取引・証明における計量をする者は、正確に計量するよう努めなければならない」と定め、これを遵守せず適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると都道府県知事等が認めた場合に、その者に対し必要な措置をとることを勧告し、勧告を受けた者が従わなかったときにその旨を公表できることを規定しています(10条)。

また、長さ、質量、体積の計量をして販売するのに適する商品を販売する者に、計量販売するよう努めることを義務づけています(11条)。

特定商品と量目公差

計量法では商品のうち表1の要件を満たすものを「特定商品」と定め、この特定商品を計量販売するときは内容量が表2の「量目公差(許容誤差)」を超えて不足しないように計量しなければならないことを定めています(12条1項)。

表1 特定商品の原則的要件

- ア 全国的な流通商品であること。
- イ 消費生活関連物資であること。
- ウ 販売者・消費者相互において、計量販売意識の強い商品であること。
- エ 現実にある程度計量販売が浸透していること。

表2 量目公差表(一部抜粋)

量目公差表(1)			量目公差表(2)		
表示量(質量 g)	許容誤差		表示量(質量 g)	許容誤差	
5以上 50以下	4%		5以上 50以下	6%	
50超 100以下	2g		50超 100以下	3g	
100超 500以下	2%		100超 500以下	3%	
500超 1k以下	10g		500超 1.5k以下	15g	
1k超 25k以下	1%		1.5k超 10k以下	1%	
穀類、茶類、香辛料、菓子、食肉、乳製品、調味料 など			野菜、果実、めん類、水産物、海藻、調理食品 など		

※商品の区分けは商品の状態(生鮮か加工したものかなど)によっても異なります。

また特定商品のうち別に定める商品については、商品を容器または包装で密封して計量販売するときは、その容器または包装に内容量、事業者名等を表記する義務を定めています(13条)。これは、輸入事業者が密封された特定商品を輸入して販売するときも同様です(14条)。この規定を遵守せず、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると知事等が認めた場合には、その者に対し必要な措置をとるよう勧告し、これに従わなかった場合には公表できる旨規定されています(15条)。

行政機関による立入検査

計量検定所などの計量行政機関では、暮らしにかかわる計量が適正に保たれているかを監視するため、管轄地域のスーパーマーケットなどの小売事業者や製造事業者、ガソリンスタンドの燃料油メーター、タクシメーター、家庭のガス・水道メーターなどを対象に、立入検査を実施しています(148条)。

この検査では、取引や証明に使用されている特定計量器の使用状況、検定や定期検査の合格の有無やその有効期間などに問題がないかを確認しています。必要があれば、計量器自体の性能確認検査も行います。計量販売されている商品については、法令への適合を確認するため立入先の現地に表示や内容量の確認をしています。

不適正が確認された場合には、当該事業者に不適正計量器の修理・交換、商品回収、再計量などの必要な指示および再発を防止するための改善指導を行います。

その他、立入検査では内容量の確認ができない商品については商品を買って検査を行います。1960年(昭和35年)のニセ牛缶事件の際に東京都衛生局が成分分析を行った缶詰は、東京都計量検定所が内容量の検査用に買った缶詰を提供したものです。当所の計量買取検査が、その後の消費者の意識啓発や景品表示法の制定の一端を担っていたこととなります。